

## 構成員提出資料

林構成員提出資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1

守屋構成員提出資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 5

# 座間市報告①: コロナ禍の住民対応のために自立相談支援事業を活用する

(検討の視点①「多様なニーズに応じた支援への対応」に関連して)

## コロナ禍において基礎自治体に求められた機能

- ①生活不安に関する相談を受けとめる窓口となる
- ②国/県/市、多岐に及ぶ支援策を包括的に市民に届けること

⇒全庁的な取り組みとして、生活困窮者自立支援法(自立相談支援事業)を活用

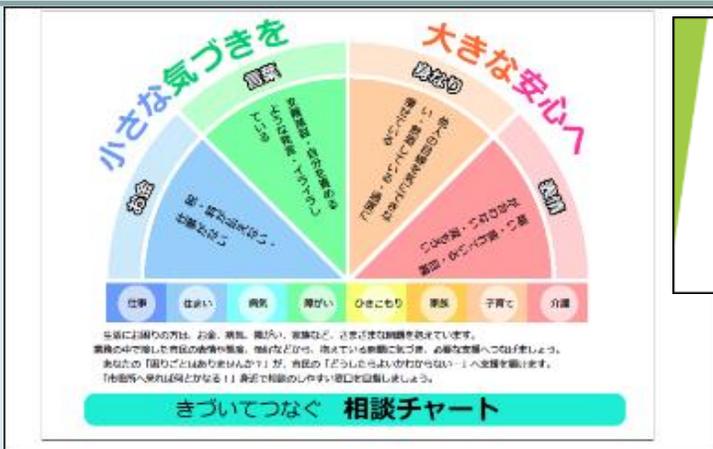
## 相談に向き合う現場であることの強み(直営で実施)

- ◎コロナ禍による影響の端緒をつかむ
- ◎今、何が必要なのか(ニーズ)を肌で感じる。
- ◎他部署に相談状況(=市民の状況)を知らせる。

相談を受け止め、必要な支援を届ける「庁内連携」の取組が基盤となりました。



つなぐシート



相談チャート

「庁内連携の取組」例



職員研修



広報

### 新型コロナウイルスに関連した生活困窮者自立支援制度の活用について

日頃より、生活困窮者自立支援事業へのご協力、連携の程ありがとうございます。

3月3日付で厚生労働省より事務連絡「新型コロナウイルスに関連した生活困窮者自立支援制度の活用について」が発出されました。

今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う全国的な学校等の一時休校や、事業所の休業等により生活に困窮する方であるかどうかを問わず、生活に困窮している方を把握した際には自立サポート担当までつないでくださいまよう、よろしくお願いたします。  
また現在、本市では包括的支援体制の構築に向け全庁的に「つなぐシート」の取り組みを試行実施しております。シートの活用も合わせ、重ねてお願い申し上げます。

(事務連絡抜粋)

「今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う全国的な学校等の一時休校や、事業所の休業等により生活に困窮する方については、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に基づく自立相談支援機関において、家計や仕事、生活上の困りごとなど幅広く相談を受け止めていただくとともに、庁内部門や関係機関と連携し、本人に寄り添った支援を進めること。」

「自治体の福祉、就労、教育、税務、住宅その他の部門において、生活に困窮している方であって自立相談支援機関につながない方を把握した時は、生活困窮者自立支援法第8条に基づき、その方に対し、自立相談支援機関への相談を促す等適切な措置を講ずるほか、庁内の連携体制を強化し、生活に困窮する方に対する包括的な支援を進めること。」

期間：2020年03月06日(金) 00:00～2020年04月06日(月) 23:59

添付ファイル：[【事務連絡】新型コロナウイルスに関連した生活困窮者自立支援制度の活用について.pdf](#)

### 【情報提供】自立サポート担当相談状況等

日頃より、生活困窮者自立支援事業へのご協力、連携のほどありがとうございます。

自立サポート担当の3月新規相談件数が、令和元年度の平均新規相談件数が38.5件/月からの大幅増となる 63件であった旨、4月8日に情報提供いたしました。自立サポート担当の相談状況は市民生活の一端を示すものだと考えますので、その後の相談状況について共有させていただきます。

4月に入ってからの新規相談数は急増し、本日11:00現在で担当の新規相談件数は80件となっています。このままのペースが続けば160件/月となります。3月に多かった自営業の方の相談に加えて、雇用労働者の方々からの相談も増えていますが、広域や庁内連携により、仕事や在来を失う前に早期に相談につながるケースも増えてきています。困りごとを抱えた市民への寄り添いと相談の促しが大切です。生活に困窮している方を把握した際には自立サポート担当までつないでいただけますよう、お願いいたします。

引き続き、さまざまな施策の紹介と同時に生活支援を行っていくといった全庁的な包括的支援が今後求められます。ご協力、連携のほどよろしくお願いいたします。また現在、本市では包括的支援体制の構築に向け全庁的に「つなぐシート」の取り組みを実施しております。シートの活用も合わせ、重ねてお願い申し上げます。

期間：2020年03月30日(月) 00:00～2020年04月30日(木) 23:59

### 【情報提供】自立サポート担当相談状況等

日頃より、生活困窮者自立支援事業へのご協力、連携のほどありがとうございます。

先月4月21日に新規相談件数について4月21日現在で149件であった旨、情報提供させていただきました。自立サポート担当の相談状況は市民生活の一端を示すものだと考えますので、その後の相談状況について共有させていただきます。

新規相談数は加速的に増加し、4月の担当の新規相談件数は213件でした。4月20日から「住居確保給付金」（詳細：添付資料参照）の対象要件が拡大し、これまでの「難職又は廃業」に加え、休業による減収についても対象となったことによる相談も増えています。自立サポート担当が作成している市HPコンテンツへのアクセスについても4月1日は35回/日であったものが4月30日には1561回/日となり、4月から昨日までで延べ1万3千回を超えています。特にコンテンツ「新型コロナウイルス感染症で生活にお困りの方へ」へのアクセスが多く、生活支援情報を求めるニーズの高まりを感じます。

そうした中、5/1に厚生労働省作成の支援策一覧の資料が更新されました。わかりやすくなっていますので、是非ご一読いただき、ご活用ください。(添付資料)「生活を支えるための支援のご案内」

各所蔵で実施されている、市民の暮らしを支えるさまざまな施策が包括的に連携して活用されることが重要です。また困りごとを抱えた市民への寄り添いと早めの相談への促しが大切です。生活に困窮している方を把握した際には自立サポート担当までつないでいただけますよう、お願いいたします。

引き続き、さまざまな施策の紹介と同時に生活支援を行っていくといった全庁的な包括的支援が今後求められます。ご協力、連携のほどよろしくお願いいたします。また現在、本市では包括的支援体制の構築に向け全庁的に「つなぐシート」の取り組みを実施しております。シートの活用も合わせ、重ねてお願い申し上げます。

期間：2020年05月08日(金) 14:00～2020年06月08日(月) 23:59

添付ファイル：[生活を支えるための支援のご案内 \(5月1日時点版\).pdf](#)

＜令和2年3月6日～令和2年5月8日＞

令和2年3月3日付事務連絡「新型コロナウイルスに関連した生活困窮者自立支援制度の活用について」を庁内グループウェアを活用して全庁(全職員)で共有し、生活に困窮する方を把握した際の、生活支援課自立サポート担当(自立相談支援機関：直営)へのつなぎを依頼した。以後、新型コロナウイルス感染症施策リーフレット(現：生活を支えるための支援のご案内)、新規相談急増状況等について庁内向けに発信、共有を行った。(新規相談急増状況＝4月8日、4月14日、4月22日、5月8日) 庁内連携の必要性を全庁的に認識する機会にもなり、住宅部局と連携した「コロナ離職者の市営住宅への一時入居」等の施策実施につながった。

### 【参考】(厚労省作成)新型コロナウイルス感染症施策リーフレット

日頃より、生活困窮者自立支援事業へのご協力、連携の程ありがとうございます。

3月26日付で厚生労働省より事務連絡「生活困窮者自立支援制度の周知等について」が発出されました。別紙2の「新型コロナウイルス感染症施策リーフレット」については、先日、本市で国会議員の視察・意見交換が行われた際に現場の声として提案したもので、多岐に及ぶ支援策についてわかりやすくとまとまったリーフレットの第1弾です。参考として資料を全庁共有させていただきます。ご活用ください。(別紙1の「周知リーフレット」については、ひな形なので添付を割愛します。)

引き続き、今般の新型コロナウイルス感染症の影響により生活に困窮する方であるかどうかを問わず、生活に困窮している方を把握した際には自立サポート担当までつないでいただけますよう、よろしくお願いたします。また現在、本市では包括的支援体制の構築に向け全庁的に「つなぐシート」の取り組みを試行実施し、4月から本格実施となります。シートの活用も合わせ、重ねてお願い申し上げます。

(事務連絡抜粋)

「今般の新型コロナウイルス感染症の影響を受ける皆様に対して、様々な支援策が講じられているところ、それらをまとめたリーフレットが作成されていますので、庁内関係部署に共有いただくとともに、生活困窮者自立支援制度の相談窓口での支援の際等にご活用ください。」

期間：2020年03月30日(月) 00:00～2020年04月30日(木) 23:59

[生活困窮者自立支援制度の周知等について.pdf](#)  
[新型コロナウイルス感染症施策リーフレット\).pdf](#)

75 K

367 K

## 相談状況共有の手法「庁内グループウェアの活用」

相談状況を全庁共有したことは住宅部局等、他分野と連携した施策の実施につながりました。



# 座間市報告②フードバンク・社会福祉法人の公益的取組との連携

## NPO法人ワンエイド(座間市)との連携

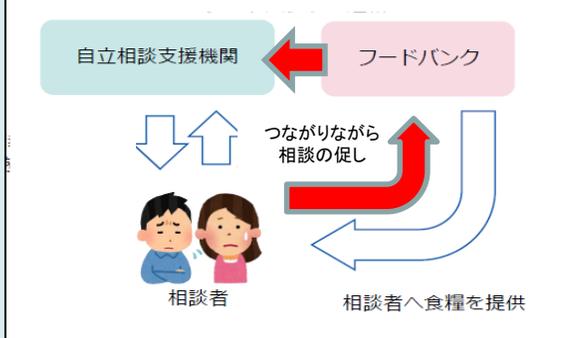
座間市ではフードバンク活動を行うNPOワンエイドと連携し食糧支援を実施。これまでもフードドライブの実施などフードバンク活動を応援してきた。コロナ禍においてフードバンク利用者が急増する中、フードバンクにはつながるが、相談支援につながらない住民が少なからず存在することが判明。

⇒公的相談へのハードルを感じる方の存在が顕在化

・フードバンクでは、食の支援を介した「人と人のつながり」が生まれている。

➡ **フードバンクへの相談補助員の配置**

フードバンクが自立相談支援機関につなぐ場合



NPO法人ワンエイド  
食と住まいを支援するNPO法人。  
居住支援法人でもある。

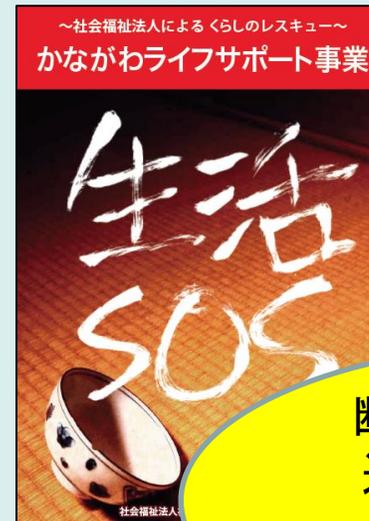
## 社会福祉法人中心会(神奈川県海老名市)との連携

社会福祉法人による公益事業「かながわライフサポート事業」の枠組みを活用。通常は相談支援＋必要に応じて現物支給の事業だが、宿泊が必要な場合に一時的に施設に併設する宿泊室を貸出＋食事の支援を実施。

⇒一時居住し、就労・家計改善・居住支援を実施する事例が増加。

⇒潜在ニーズの顕在化

➡ **一時生活支援事業の実施**  
(令和2年度～地域居住支援事業とともにNPO法人ワンエイドに委託)



断らない相談支援を通じ、潜在ニーズを顕在化することにつながると思います。

(検討の視点①「多様なニーズに応じた支援への対応」②「アウトリーチ機能の強化」に関連して)

フードバンクへの相談補助員の配置(アウトリーチ機能)・一時相談支援事業は、相談を断らず解決方法を模索する「断らない相談支援」の実践の中でつながった「ご縁」により、支援の実態が先行し、事業化に至った。「フードバンク」や「社会福祉法人の公益的取組」との連携は、相談支援を通じて潜在ニーズを顕在化する取組ではないか



# 座間市報告③連携体制構築のために

「もったいない」を「ありがとう」へ！

## フードドライブにご協力ください！



**フードドライブとは？** 家で眠っている賞味期限の切れていない「もったいない食品」を、参加者が持ち寄り、フードバンクに寄付するチャリティイベントです。フードバンクは、それら食品を回収し、支援を必要とする人達に無償で届けます。

### 寄付場所と日時

地域会場	寄付日時	実施場所
相模が丘	6/15 10:00~12:00 6/22 14:00~16:00	さくら亭前こども広場 相模が丘包括支援センター
小松原	6/16 10:00~12:00	芹沢公園
ひばりが丘	6/23 14:00~16:00	ビックヨーサン
栗原中央	6/18 10:00~12:00	米ティハウスりはら
さがみ野	6/24 14:00~16:00	食品館あおば
相武台	6/18 10:00~12:00	相武台ふれあいサロン
広野台	6/25 14:00~16:00	業務スーパー相武台店
入谷東	6/19 10:00~12:00	ホシノタニ団地ざまりんのおうち
立野台	6/26 14:00~16:00	立野台郵便局
座間・入谷西	6/15 10:00~12:00	新鮮市場なかや入谷店
新田宿・四ツ谷	6/25 10:00~12:00	米ティハウスさま
常設会場	実施場所	
緑ヶ丘	6/22~26 9:00~17:00	サニープレイス座間
広野台	6/22~26 11:00~15:00	イオンモール座間 「ZAMA DELI」 (1F 南側エスカレーター横)

### ご寄付いただきたい食品

- ・お米(白米・玄米・アルファ米)・パスタ、素麺などの乾麺
- ・缶詰・レトルト食品・お茶漬け・インスタント食品・のり
- ・ふりかけ・調味料(醤油、食用油、味噌など)
- ・粉ミルク・離乳食・お菓子



### ご注意ください！

以下の食品はお引き取りできません。

- ・賞味期限が明記されていない食品
- ・賞味期限が切れている食品
- ・賞味期限が1ヶ月を切っている食品
- ・生鮮食品(生肉・魚介類・生野菜)
- ・開封されているもの
- ・アルコール(みりん、料理酒は除く)



### 寄付先と活用方法

ご寄付いただいた食品は、座間市内でフードバンク活動を実施されているNPO法人ワンエイド様に提供するほか、生活困窮者支援事業や、市内の子ども食堂・地域食堂などでも活用させていただきます。



### お問い合わせ先

社会福祉法人座間市社会福祉協議会  
TEL 046-266-2001  
座間市緑ヶ丘1-2-1



多様な主体の参画による地域と行政が一体となった取り組み  
「チーム座間」

- ・座間市生活援護課 自立サポート担当  
(自立相談支援員・就労支援員・住居確保給付金担当・子ども健全育成支援員)
- ・座間市社会福祉協議会  
(家計改善支援事業・子どもの生活・学習支援事業・生活支援コーディネーター)
- ・生活クラブ生協/NPOワーカーズコレクティブ協会/さがみ生活クラブ生協  
(就労準備支援事業)
- ・厚木公共職業安定所(ハローワーク)
- ・認定NPOきづき/(社福)県央福祉会ブックカフェひばりが丘(認定就労訓練事業)  
※障害福祉サービス事業所
- ・(社福)中心会ユニバーサル就労支援事務局(社福公益事業)
- ・NPOワンエイド(一時生活支援事業・地域居住支援事業/フードバンク)
- ・神奈川県弁護士会 貧困問題対策本部(生活困窮者自立支援事業助言弁護士)
- ・相談オフィスわ〜くすけあ(PSWによるアウトリーチ支援)

＜多様な主体の参画＞  
任意事業等を推進することでプレイヤーを増やし、プラットフォーム化  
※支援調整会議(定例)毎月1回、支援体制の検討・情報交換等実施

相談支援と自治体の政策・施策をつなぐ  
自治体専従職員の配置が必要です。



(検討の視点①「多様なニーズに応じた支援への対応」③「人員体制の適切な確保に関連して」)

令和2年春季の自立相談支援事業の新規相談急増時、フードバンクの利用も急増、NPOワンエイドの倉庫の棚は一時期、ほぼ空になった。

その様子を相談支援員(市職員)が「支援調整会議」で報告。市社協生活支援コーディネーター(介護保険制度)が中心となりフードドライブが実施された。

地域包括支援センター、子育て支援センター、地域サロン、就労準備支援事業体験実習先(スーパー等)等が協力。

寄付された食品の多くがNPOワンエイドのフードバンク活動で活用された。

法施行以来の「生活困窮者自立支援を通じた地域づくり」  
⇒コロナ禍で地域力が発揮された

# 堺市社協／生活困窮者自立相談支援事業

## ○堺市(政令指定都市)

・7区、人口約83万人

## ○自立相談支援機関

・堺市生活・仕事応援センター

「すてっぷ・堺」(H26モデル事業から開始)

・受託:堺市社協(生活支援課)

・主任相談支援員 3名(センター長1名)

相談支援員 5名

就労支援員 2名※ ※行政より民間人材派遣会社へ委託

## ○自立相談支援事業(受託内容)

・相談支援(アセスメント、プランに基づく自立支援)

・就労支援(職種選定、求人情報書類作成、面接対策)

・地域づくり(地域アウトリーチ、連携、資源開発)

・住居確保給付金の受付

・区役所(社協区事務所)での巡回相談

## ≪任意事業≫

・家計改善支援事業:日本FP協会

(自立相談窓口にてFP相談・月2回)

・就労準備支援事業:堺市就労支援協会

・認定就労訓練事業:市内19事業所

・一時生活支援事業:行政直営

・学習と居場所づくり支援事業:NPO法人みらいず2

[令和3年10月現在]

## =社協の強みを活かした「地域福祉型の生活困窮者支援」=

### ①支援体制の初期設定と総合相談システムの検討

- ・堺市では法施行前から行政・社協が検討を重ねH26モデル事業を開始
- ・大学研究者の協力を得て総合相談システムの初期設定と「評価シート」を開発

### ②協働型の自立相談支援体制と社協内連携

- ・就労支援のノウハウを持つキャリアカウンセラーと、地域を基盤とした相談援助を行う社協の相談支援員が、互いの強みを活かし協働型の自立支援を実施
- ・社協の個別支援機能(貸付、日直事業、権利擁護センター、CSW、包括)を駆使

### ③地域アウトリーチと巡回相談・区役所との連携

- ・小学校区単位の地域活動拠点へのアウトリーチ機能や民生委員活動との連携について、社協区事務所の地域支援機能(CSW・SC)と連動
- ・区役所で巡回相談を行い、より身近な場所で受け止め、区役所内の支援機能と早期連携を図っている

### ④実践→評価→課題蓄積→開発の循環

- ・支援調整会議や評価シートを活用し、自立相談支援の支援面と運営面の評価を行い、支援力の向上、他機関との連携強化を図っている
- ・実践評価から共通課題や開発すべき資源を蓄積し、プロジェクト外開発(例:緊急支援事業、おとな職堂、すまい探し情報、お金のシート)

○相談支援実績	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
新規相談件数	372	1,202	1,097	1,962	1,900	1,862	12,821
支援回数	2,770	9,306	8,923	8,908	7,038	8,957	40,788
プラン件数	57	176	184	351	330	293	※235
就職率	79%	87%	86%	79%	77%	79%	69%
住居確保給付金申請件数		51	30	15	9	13	930

※R2プラン件数に、住居確保、特例貸付のプラン件数は反映していない。

# コロナ禍の支援状況・課題・今後のあり方について

## (1) 相談件数の急増と支援体制の課題(住居確保給付金・特例貸付)

- ・ 住居確保給付金、特例貸付の相談件数が急増する中、社協内の応援体制を構築し、行政と絶えず連携を図り、状況判断や方針検討を行いながら、限られた支援体制で疲弊しつつ対応した。
- ・ 前年度比:相談件数7倍、支援回数5倍、住居確保給付金72倍
- ・ 特例貸付:対応件数76,778件、申込件数35,621件(R3.10月末現在)

## (2) コロナによって顕在化した生活困窮ニーズに対する対応

- ・ 特例貸付を迅速に対応しながら、後で相談援助に結びつくよう社協内連携を図った。住居確保給付金の延長手続きの際に、就労支援や家計改善を提案するようアプローチしている。
- ・ 外国籍や母子父子世帯、派遣や契約を離職した方など、増収や再就職の見込みが立ちにくく困窮状態が悪化した状態の相談が増加しており、相談者の抱える困窮課題は深刻化している。
- ・ 自営業や休業中の対象者は就労支援ニーズや相談希望がなく、継続的なアプローチが難しい。

## (3) 社協における生活困窮者支援の総合力とさらに多様な連携

- ・ 社協従来地域の福祉推進機能と過去7年間の困窮者支援の蓄積・プロジェクト開発によって、個別支援にとどまらない、包括的・創造的な生活困窮者支援を実践している。
- ・ コロナで顕在化した生活困窮者への相談体制の強化と、他制度との連携強化。
- ・ 社会的孤立ニーズに関する地域や社会福祉法人・企業への働きかけや居場所づくり。
- ・ 包括的な相談支援体制の充実にむけ、行政とのさらなる連携とコーディネート機能の強化。

※参考資料:「社協におけるコロナ禍での生活困窮者支援に関する調査結果(全社協)」6

# 社協におけるコロナ禍での 生活困窮者支援に関する調査結果

ふれあいネットワーク

全国社会福祉協議会 地域福祉部

# 調査概要・回答状況



実施時期: 令和3年8月19日～9月3日

調査対象: A票 自立相談支援機関を受託している社協 ※以下、主にA票調査結果について紹介  
B票 自立相談支援機関を受託していない社協

調査方法: WEBアンケート

回収率: A票 344社協／483社協(回収率: 71.2%) B票 882社協／1,325社協(回収率: 66.5%)

## A票回答社協の属性

自治体区分	社協数	割合
都道府県	12	3.5%
指定都市	17	4.9%
市区	301	87.5%
町村	14	4.1%

人口規模	社協数	割合
1万人未満	7	2.0%
1万人以上5万人未満	123	35.8%
5万人以上10万人未満	94	27.3%
10万人以上30万人未満	86	25.0%
30万人以上50万人未満	21	6.1%
50万人以上	13	3.8%

## ①相談受付等の状況

- 令和2年度の新規相談件数は、令和元年度と比較して3.31倍となっている。
- 新規受付件数に対するプランの作成割合は、令和元年度は26.2%だったの対し、令和2年度は12.9%となっている。
- 住居確保給付金の受付件数は、支給対象の要件緩和により令和元年度と比較して16.7倍になり、急増している。

### 新規相談受付件数

	人口10万人未満の社協	人口10万人以上の社協	全体
令和元年度	20,977件(93.6件/社協)	60,022件(500.2件/社協)	80,999件(235.5件/社協)
令和2年度	59,634件(266.2件/社協)	208,728件(1739.4件/社協)	268,362件(780.1件/社協)
増加率	2.84倍	3.48倍	3.31倍

### プラン作成件数 \* [ ]内は新規相談受付件数に対する割合

	人口10万人未満の社協	人口10万人以上の社協	全体
令和元年度	6,129件[29.2%] (27.4件/社協)	15,539件[25.9%] (129.5件/社協)	21,668件[26.8%](63.30件/社協)
令和2年度	10,637件[17.8%] (47.5件/社協)	23,872件[11.4%] (199.0件/社協)	34,509件[12.9%](100.3件/社協)
増加率	1.73倍	1.53倍	1.59倍

### 住居確保給付金受付件数

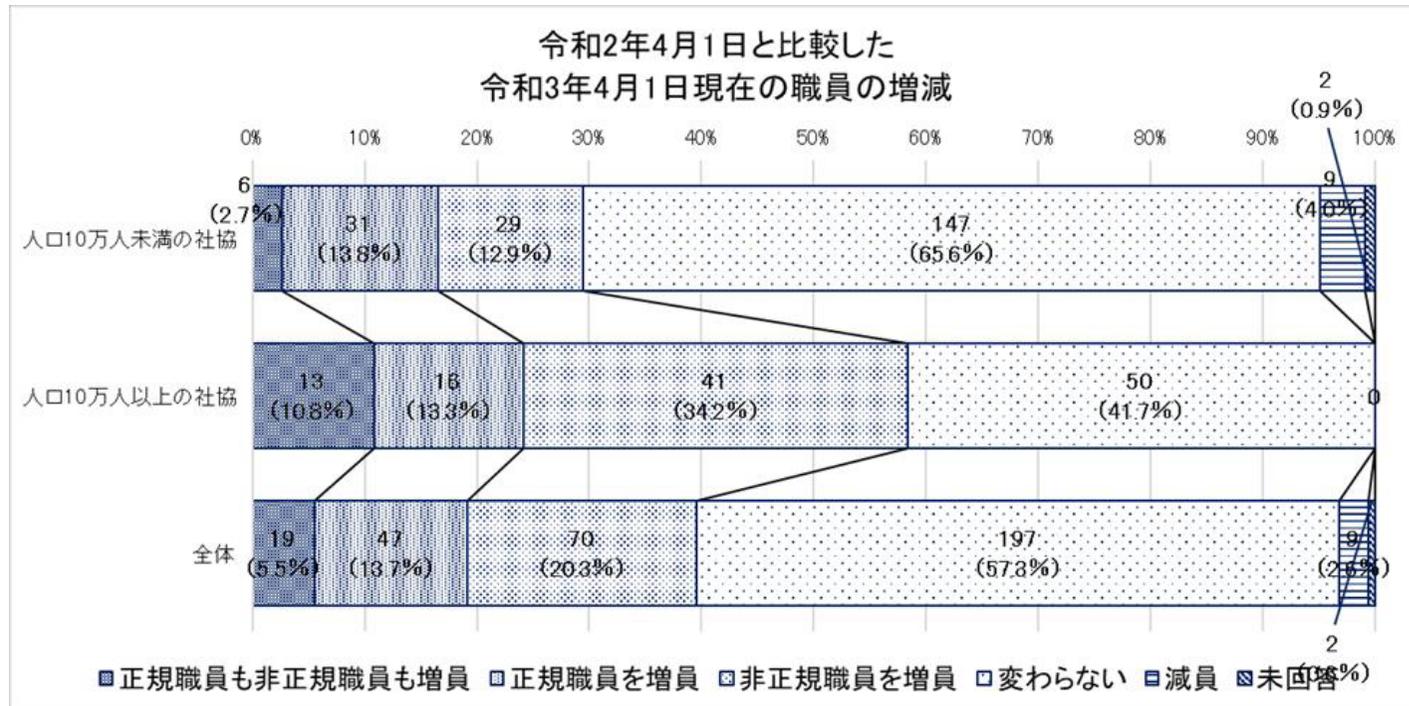
	人口10万人未満の社協	人口10万人以上の社協	全体
令和元年度	285件(1.27件/社協)	1,833件(15.3件/社協)	2,118件(6.2件/社協)
令和2年度	3,860件(17.2件/社協)	31,448件(262.0件/社協)	35,308件(102.7件/社協)
増加率	13.5倍	17.2倍	16.7倍

## ②職員配置

- 自立相談支援機関の職員のうち正規職員の割合は53.6%である。人口10万人以上の社協では41.8%と正規職員の割合が低くなっている。
- 令和2年4月1日と比較した令和3年4月1日現在の職員の増減については、正規職員による増員と、非正規職員による増員を合わせて、全体で39.5%の社協で増員していた。人口10万人以上の社協においては、非正規職員のみを増加した社協の割合が高い。

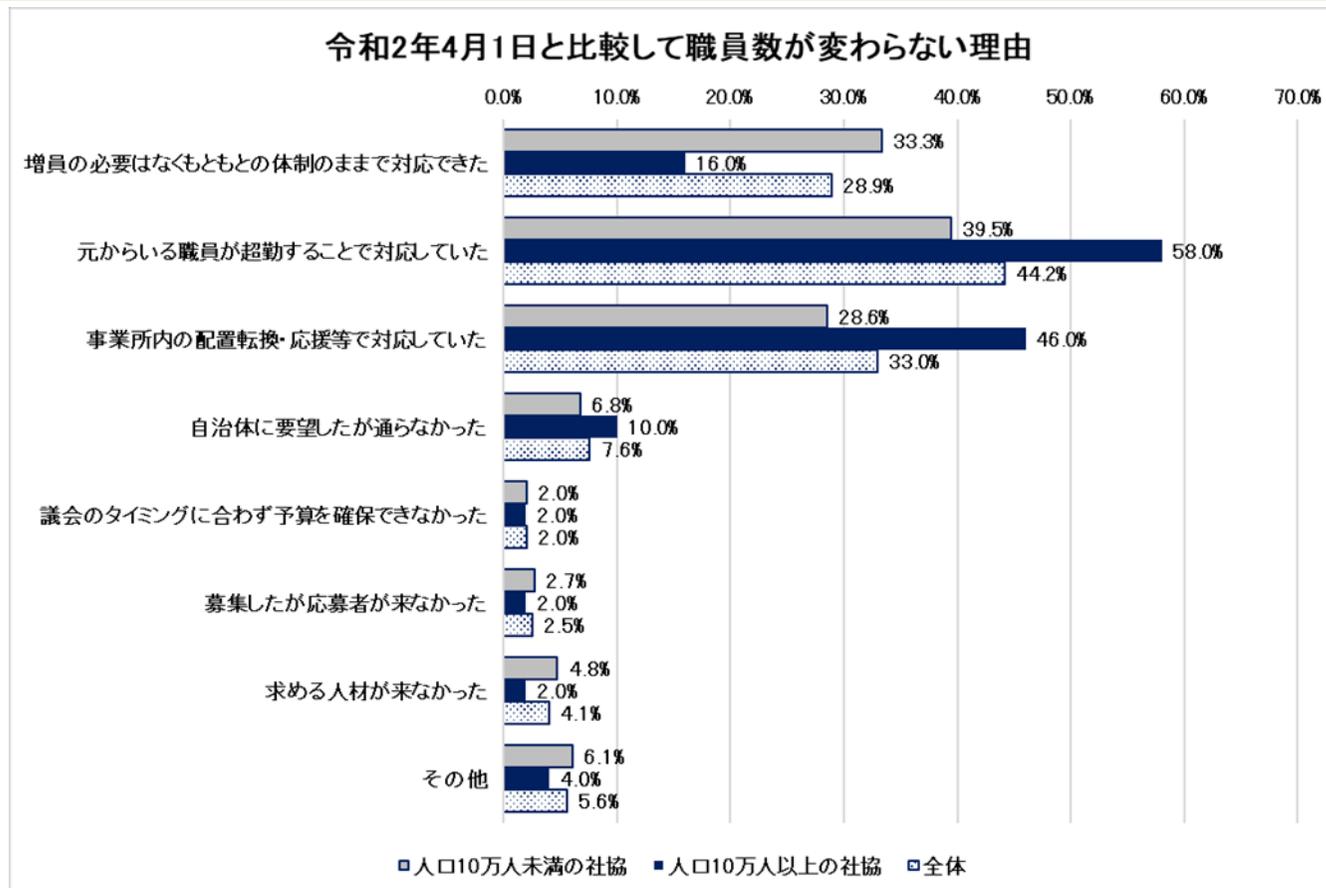
### 令和3年4月1日現在の職員状況

	正規職員数	非正規職員数	正規職員割合
人口10万人未満の社協	536人(2.40人/社協)	263.5人(1.17人/社協)	67.0%
人口10万人以上の社協	380人(3.17人/社協)	529人(4.40人/社協)	41.8%
全体	916人(2.6人/社協)	792.5人(2.30人/社協)	53.6%



## ②職員配置

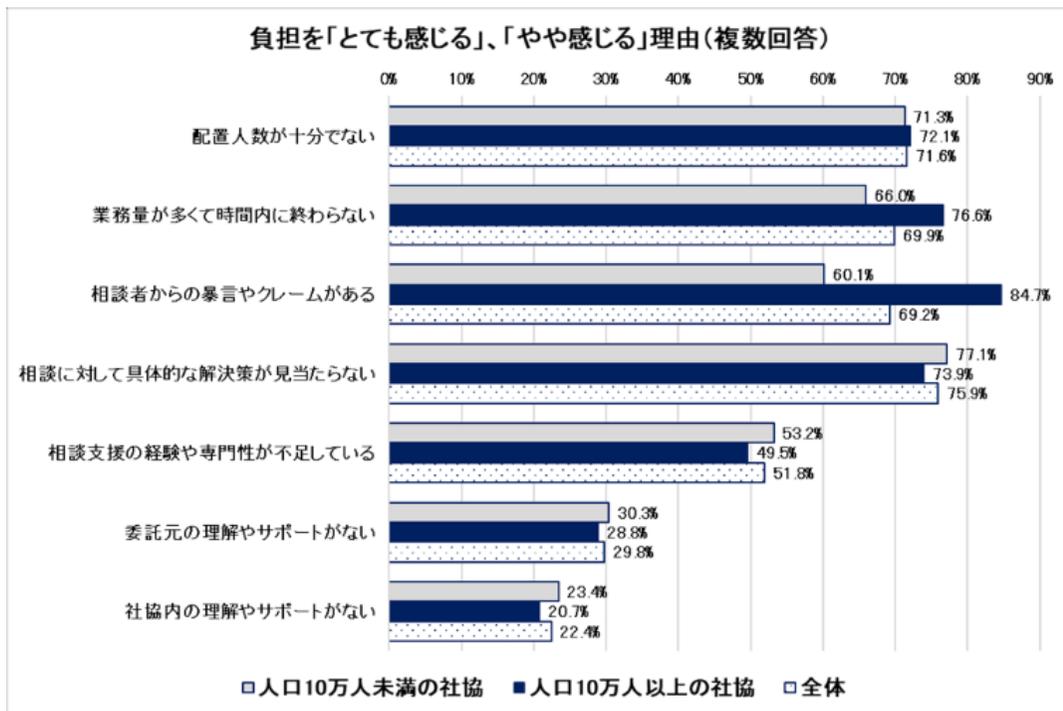
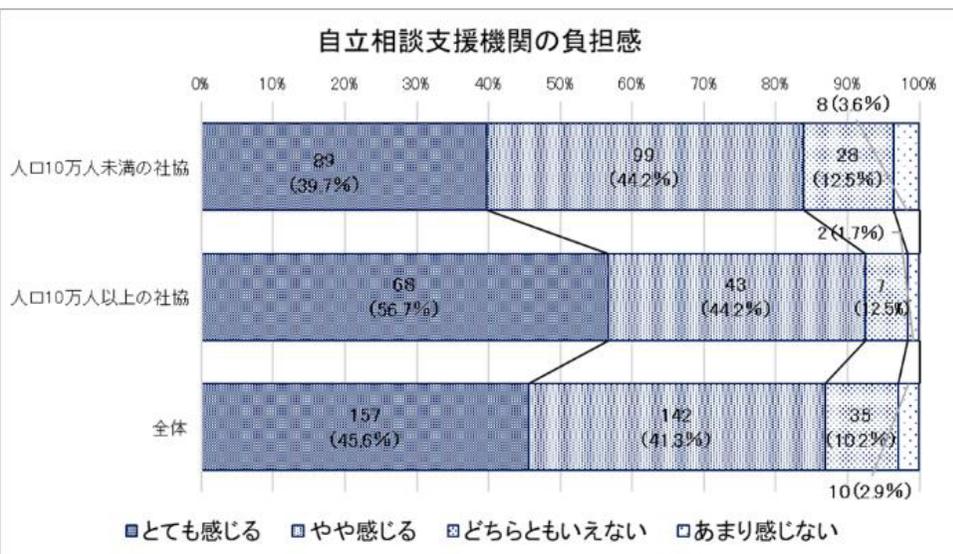
- 令和2年4月1日と令和3年4月1日を比較して職員数が変わらない社協にその理由を聞いたところ、最も多いのは「元からいる職員が超勤することで対応していた」が44.2%、次いで「事業所内の配置転換・応援等で対応していた」が33.0%であった。
- 人口10万人以上の社協においては、超勤や事業所内の配置転換・応援等による対応が多く行われていたことがうかがえる。
- 「自治体に要望したが通らなかった」(15か所、7.6%)との回答も見られた。



人口10万人未満の社協:n=147 人口10万人以上の社協:n=50 全体:n=197

## ④ 自立相談支援機関の業務負担感

- コロナ禍において自立相談支援機関が感じた負担感について聞いたところ、「とても感じる」(45.6%)、「やや感じる」(41.3%)を合わせ、全体の約86.9%が負担を感じる」と回答した。
- 理由については、全体では「相談に対して具体的な解決策が見当たらない」が全体の75.9%と最も多く、次いで「配置人数が十分でない」が71.6%であった。
- 一方で、人口10万人以上の自治体では、「相談者からの暴言やクレームがある」、「業務量が多くて時間内に終わらない」の回答がそれぞれ84.7%、76.6%と人口10万人未満の自治体と比較して割合が高い。

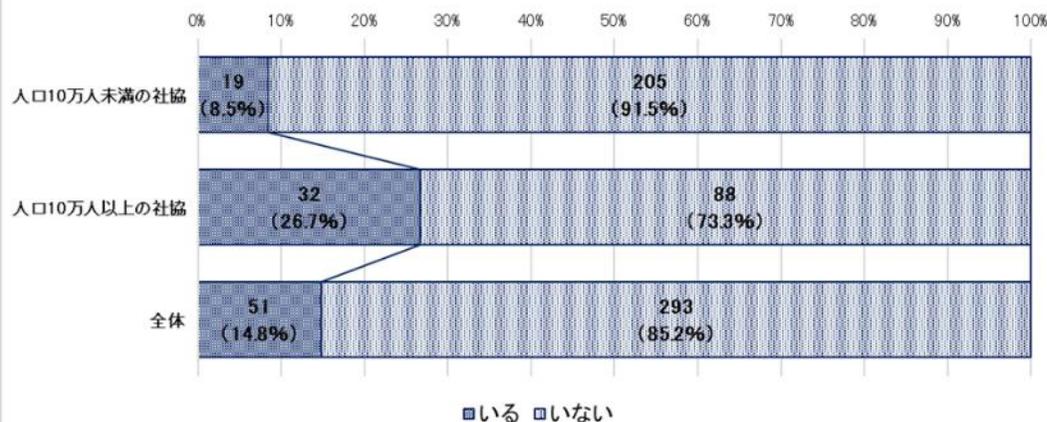


人口10万人未満の社協:n=188 人口10万人以上の社協:n=111  
全体:n=299

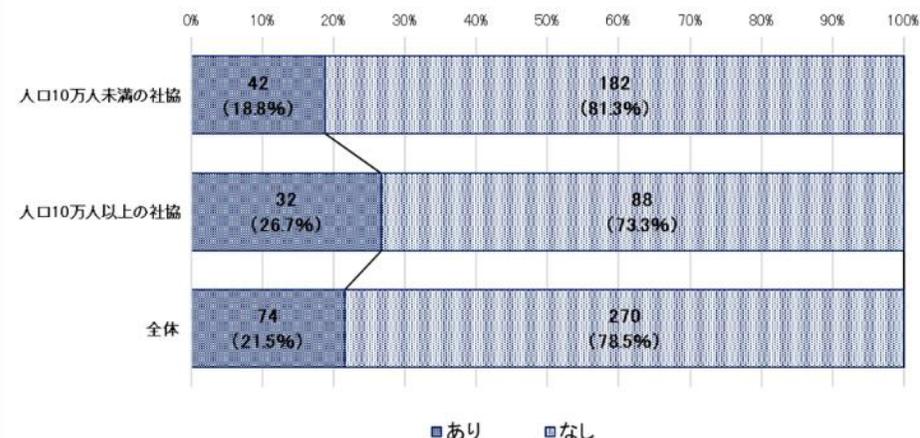
## ⑤ 自立相談支援機関の業務負担感

- 新型コロナウイルスの感染への不安や業務過重などを理由に退職した職員がいるのは51社協（14.8%）であった。特に、人口10万人以上の自治体では全体の26.7%にあたる32社協が退職した職員がいると回答している。
- また、メンタル不調になった職員の有無については、全体では74社協（21.5%）あった。特に、人口10万人以上の自治体では全体の26.7%にあたる32社協が該当する職員がいると回答している。

新型コロナウイルスへの感染不安や業務過重などを理由に退職した職員の有無（令和2年4月～令和3年7月末）



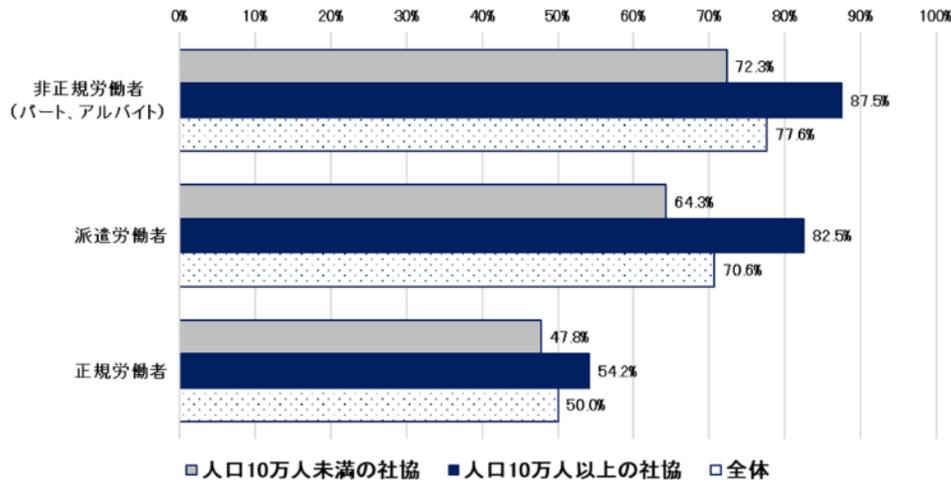
新型コロナウイルスへの感染不安や業務過重などを理由にメンタル不調になった職員の有無（令和2年4月から7月末）



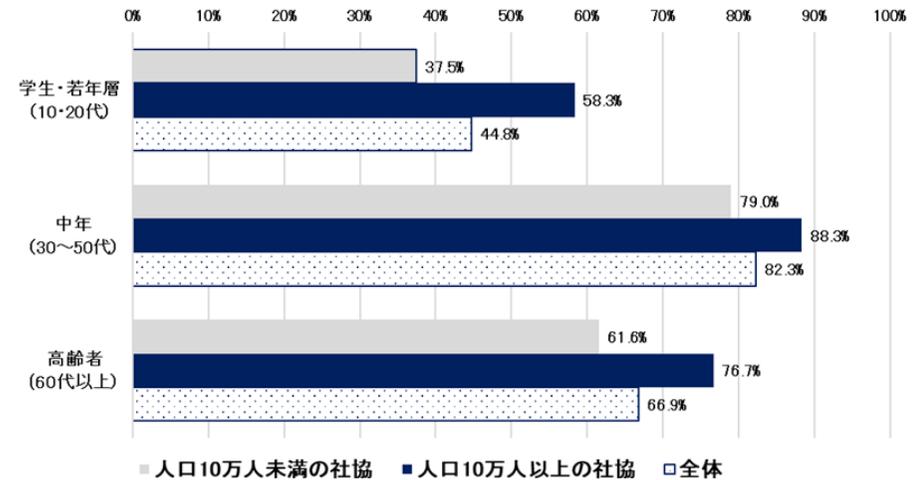
## ⑥相談者像

- コロナ禍における相談者像について、各カテゴリー別に「増えた」「少し増えた」「変わらない」「少し減った」「減った」から選択して回答いただいた。
- 幅広い年代、就労状況、業種において相談者が増加している。

コロナ禍における相談者像【就労形態別】  
（「増えた」と回答した割合）

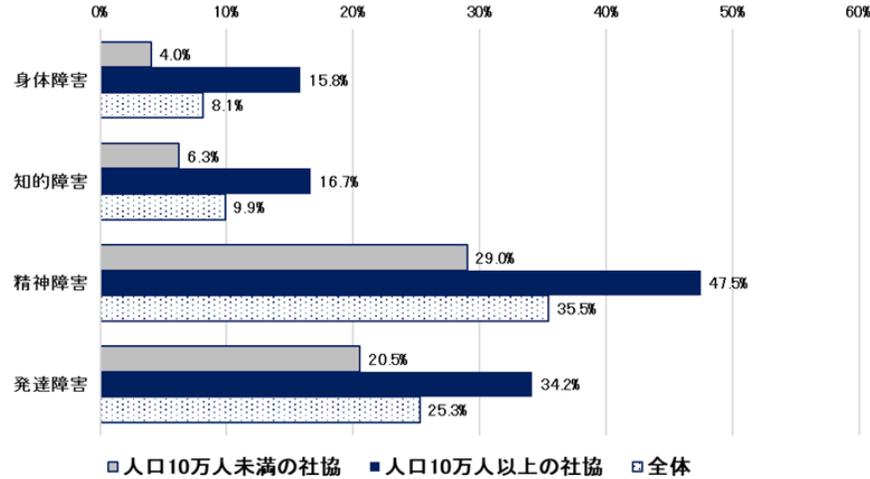


コロナ禍における相談者像【年齢層別】  
（「増えた」と回答した割合）

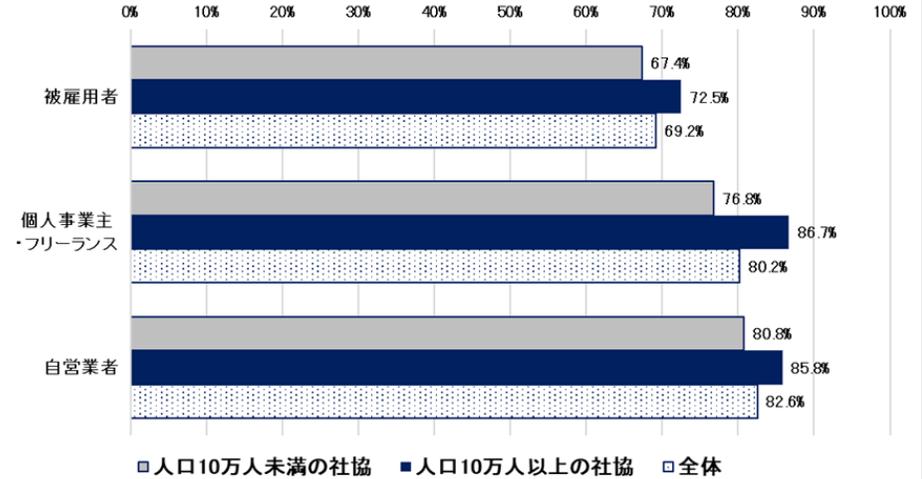


## ⑥相談者像

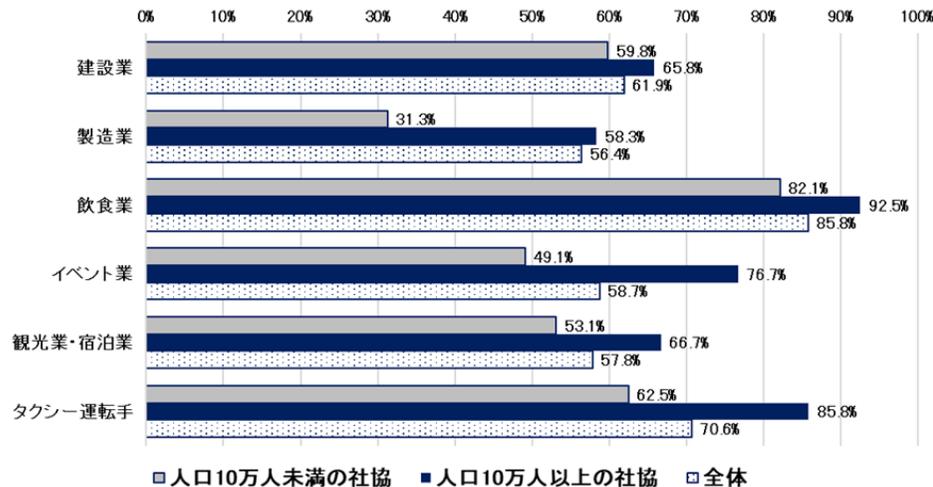
コロナ禍における相談者像【障害種別】  
 (「増えた」と回答した割合)



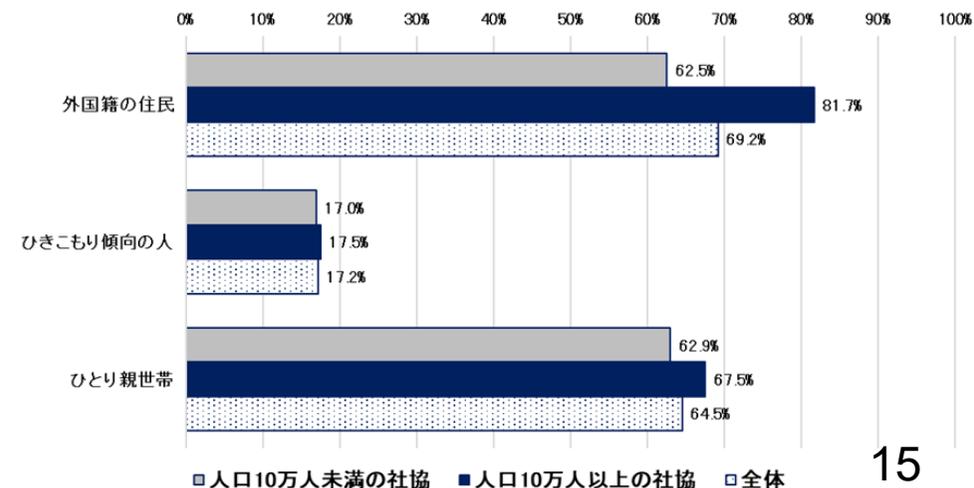
コロナ禍における相談者像【雇用形態別】  
 (「増えた」と回答した割合)



コロナ禍における相談者像【職種別】  
 (「増えた」と回答した割合)

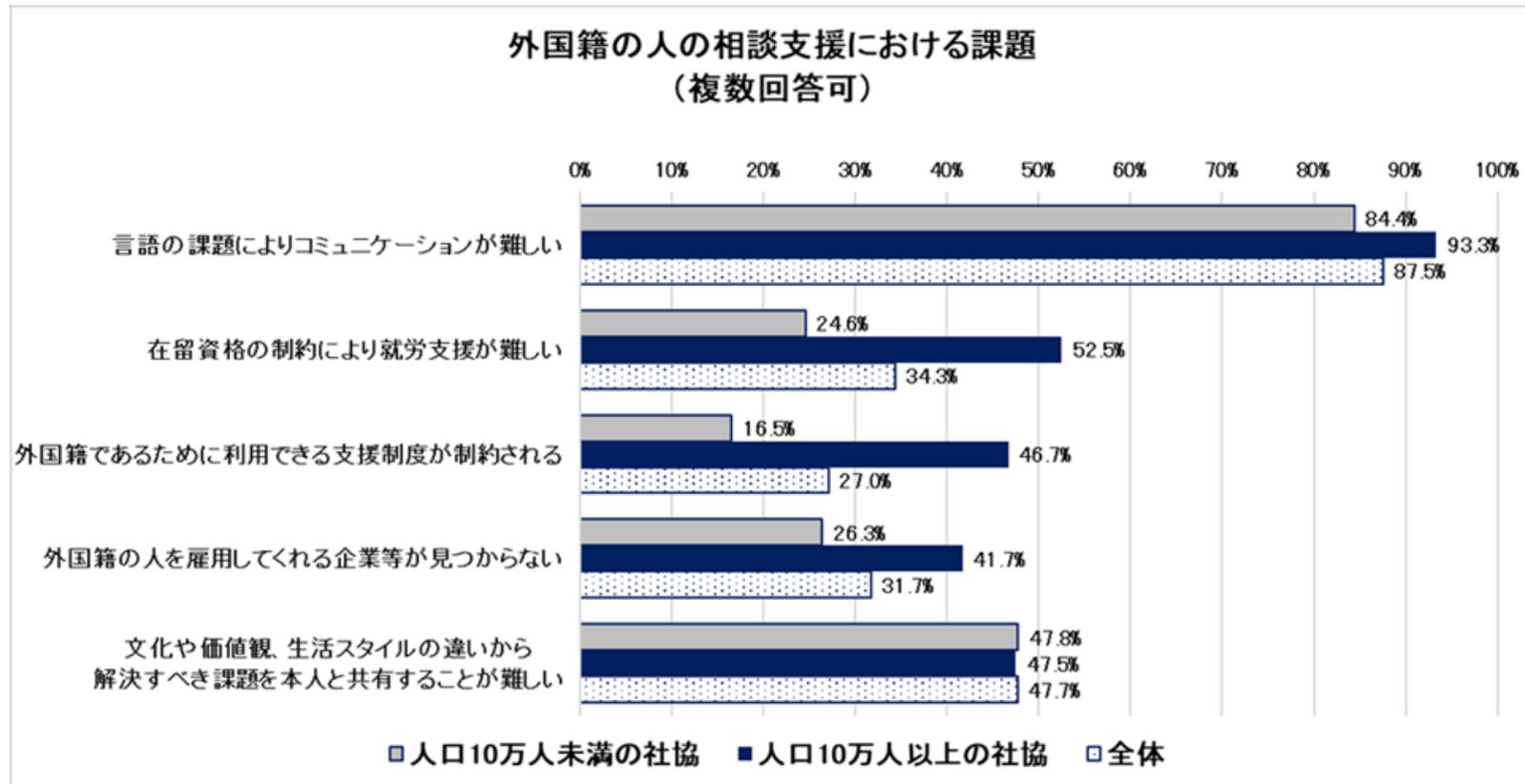


コロナ禍における相談者像【その他】  
 (「増えた」と回答した割合)



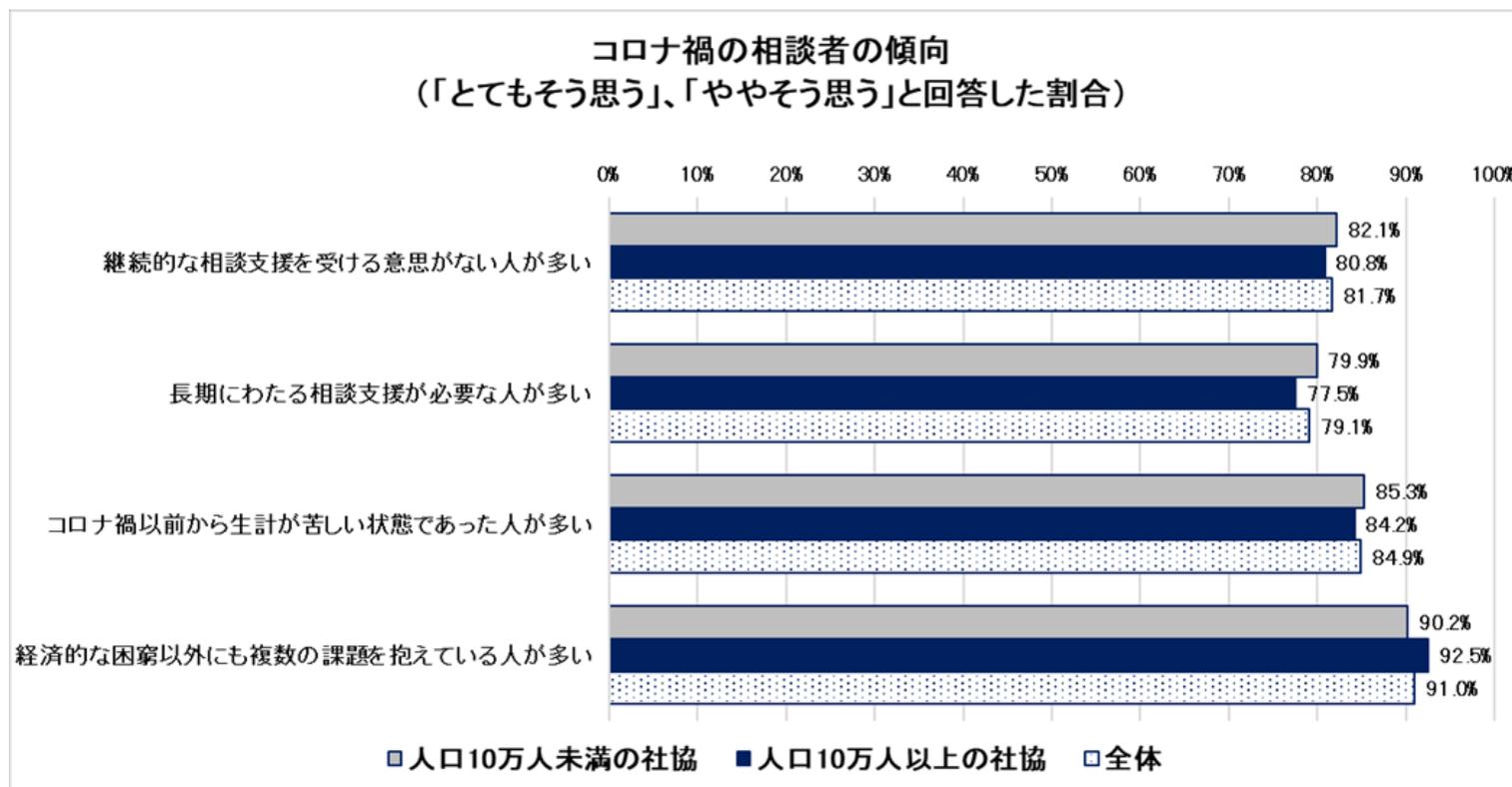
## ⑥相談者像

- 外国籍の人の相談支援における課題については、「言語課題によりコミュニケーションが難しい」が全体で87.5%と最も多く、次いで「文化や価値観、生活スタイルの違いから解決すべき課題を本人と共有することが難しい」47.7%となっている。



## ⑥相談者像

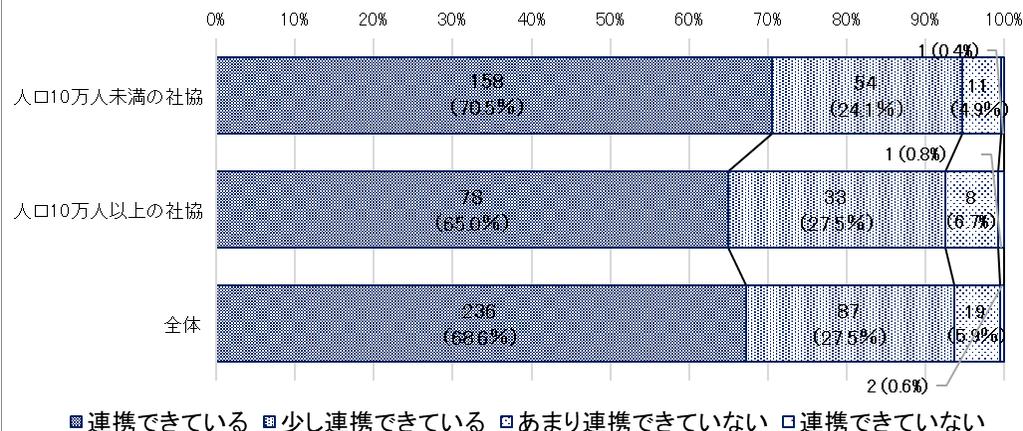
- 相談者の傾向として「継続的な相談支援を受ける意思がない人が多い」、「長期にわたる相談支援が必要な人が多い」、「コロナ禍以前から生計が苦しい人が多い」、「経済的な困窮以外にも複数の課題を抱えている人が多い」というすべての項目において全体の75%以上が「とてもそう思う」、「ややそう思う」と回答している。



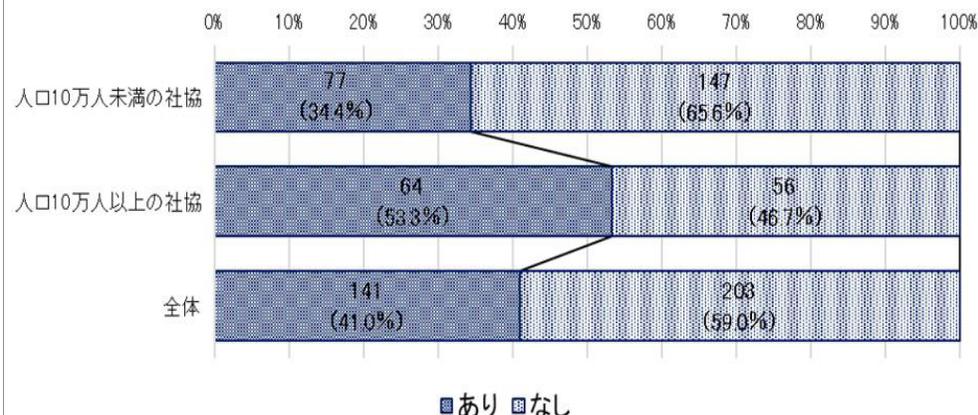
## ⑦福祉事務所との連携

- 生活困窮者への支援にあたって、「連携できている」と「少し連携できている」をあわせて96.1%が福祉事務所と連携していると回答している。
- 一方で、41.0%の社協が連携における課題が「ある」と回答しており、その内容としては、30%以上の社協が「コミュニケーションのとりづらさ」や「定期的な情報共有の場がないこと」と回答している。

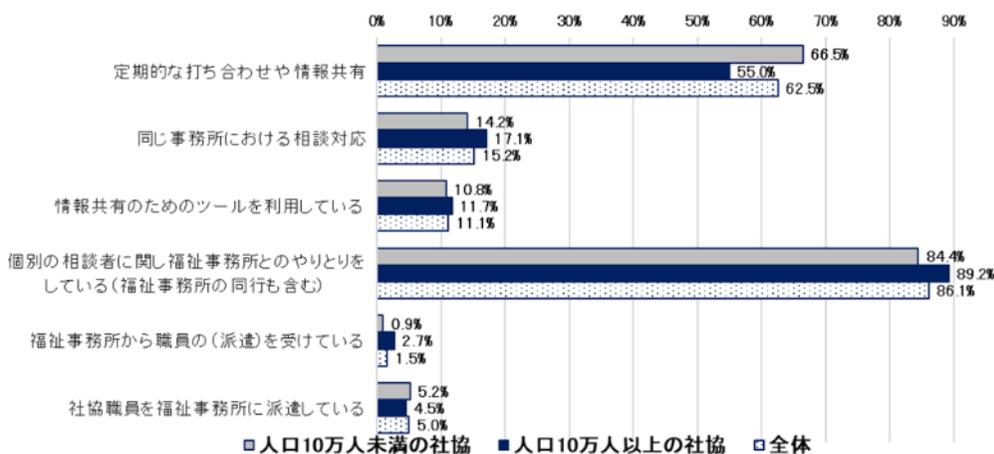
### 福祉事務所との連携



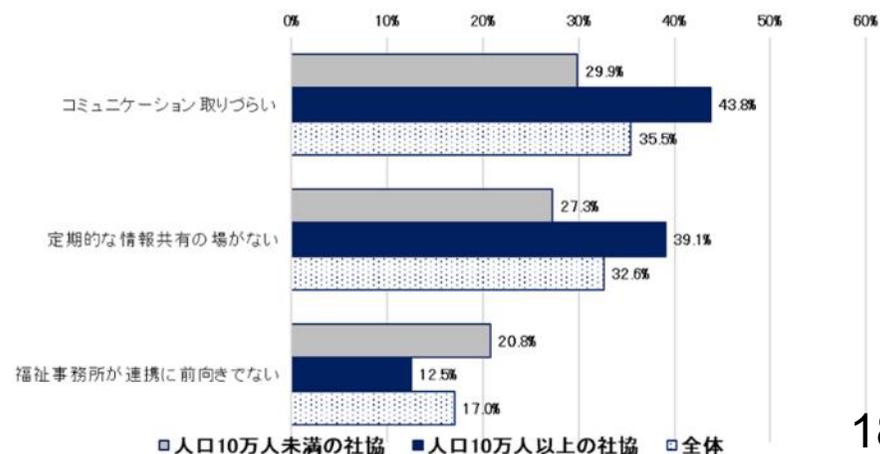
### 福祉事務所との連携における課題の有無



### 福祉事務所との連携で実施していること(複数回答可)



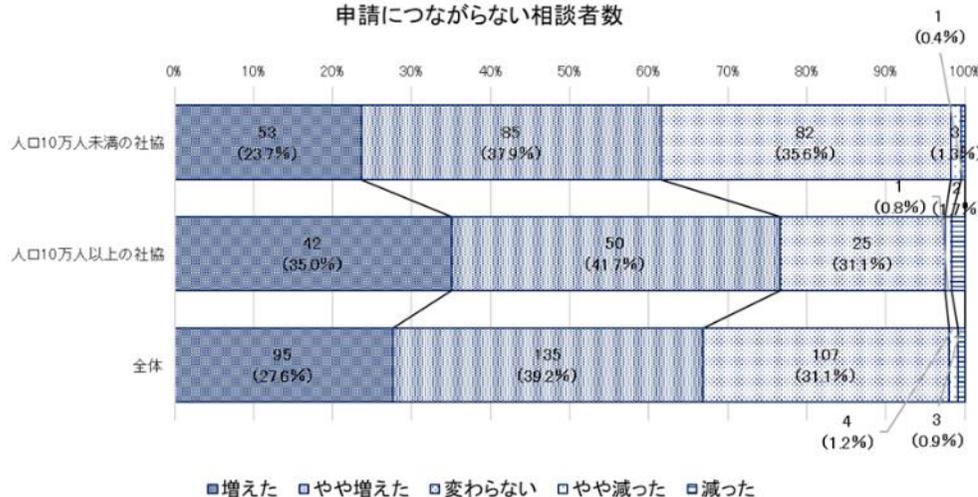
### 福祉事務所との連携における課題(複数回答可)



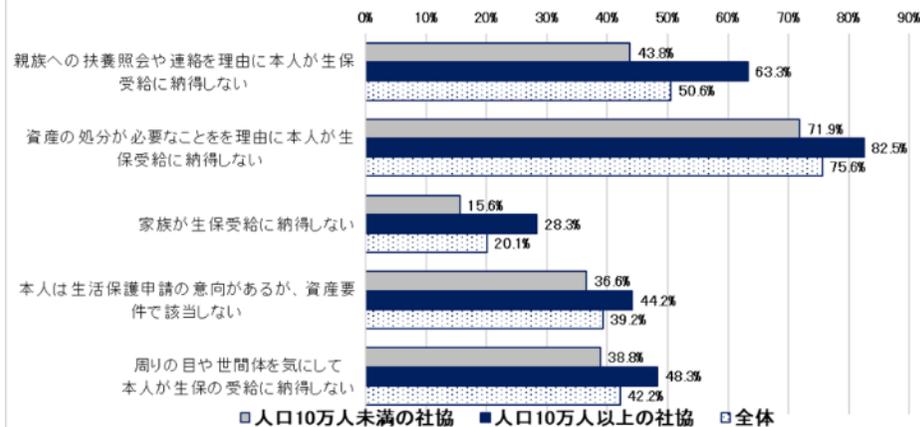
## ⑦福祉事務所との連携

- コロナ禍以前と比較した、生活保護の利用が妥当と考えられるが申請につながらない相談者数について、全体の66.8%が「増えた」、「やや増えた」と回答している。
- 申請に至らない理由としては、「資産の処分が必要なことを理由に本人が生活保護の申請に納得しない」が75.6%で最も多く、次いで「親族への扶養照会や連絡を理由に本人が生活保護受給に納得しない」が50.6%となっていた。

コロナ禍以前と比較した、生活保護の利用が妥当と考えられるが申請につながらない相談者数

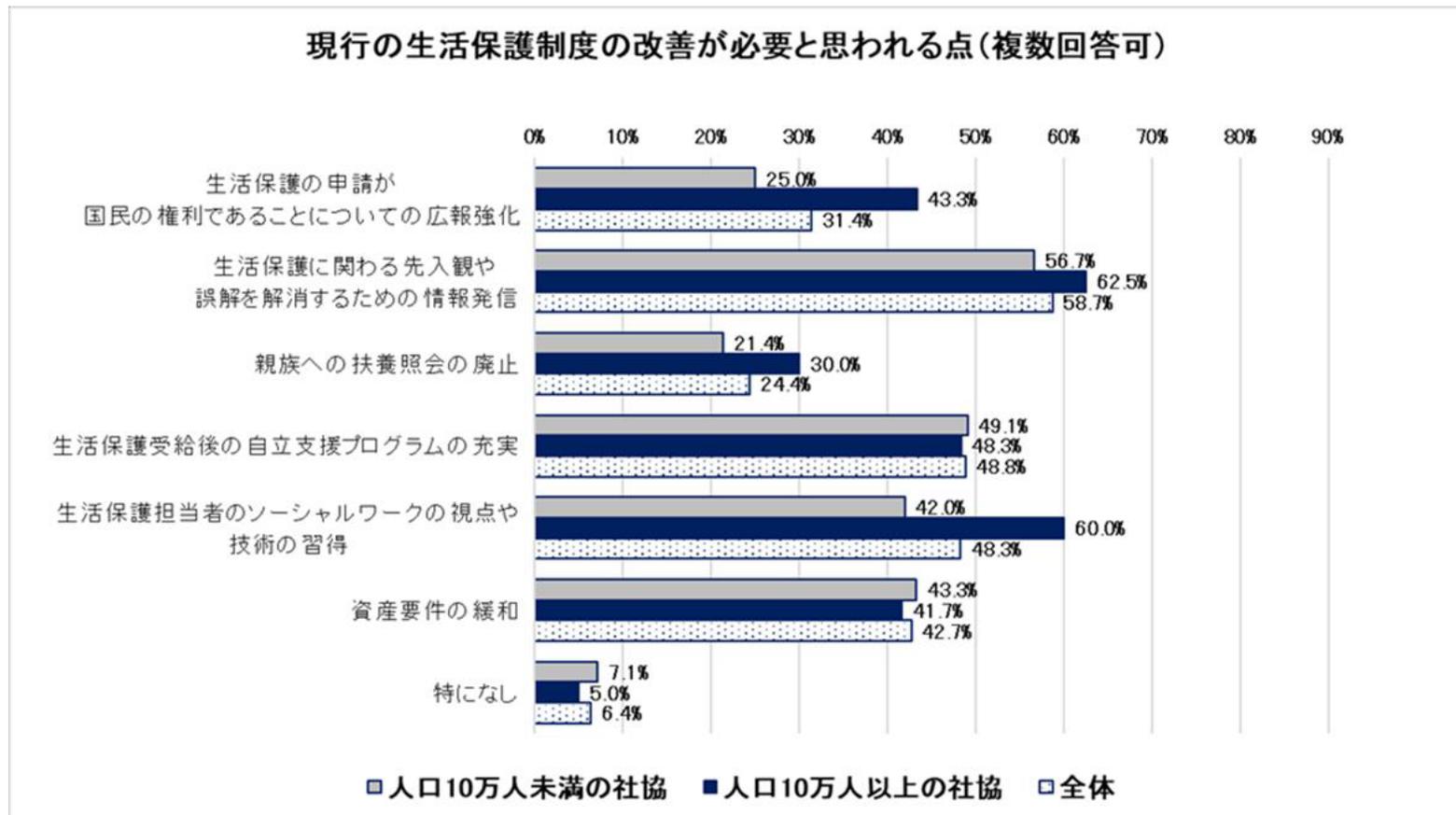


生活保護の利用が妥当と考えられるが申請に至らない理由(複数回答可)



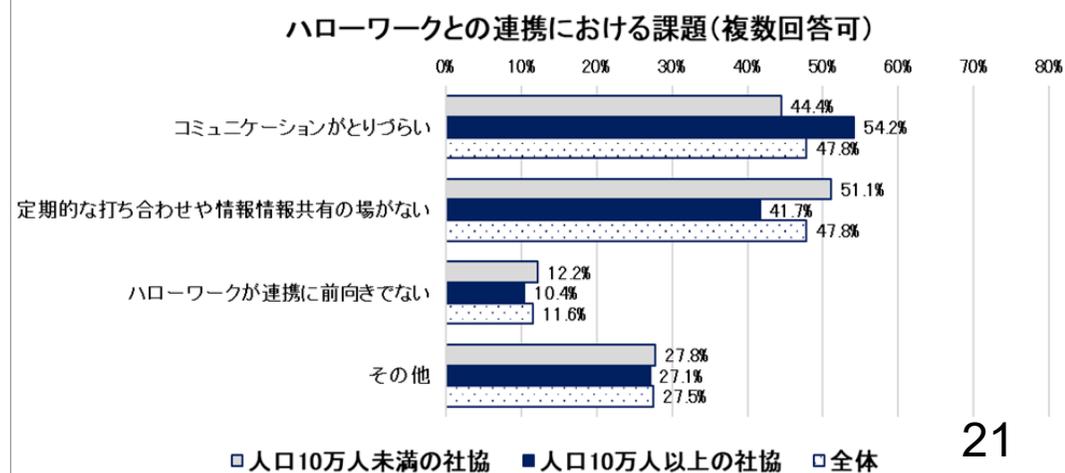
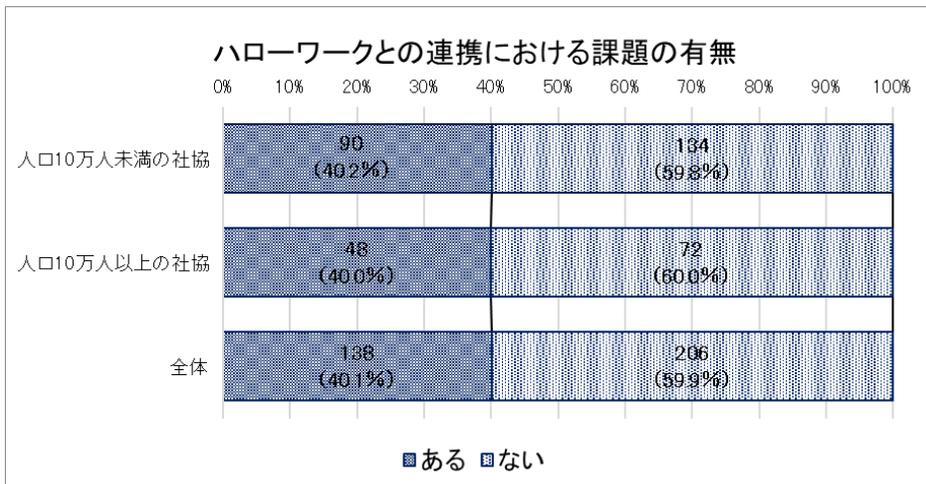
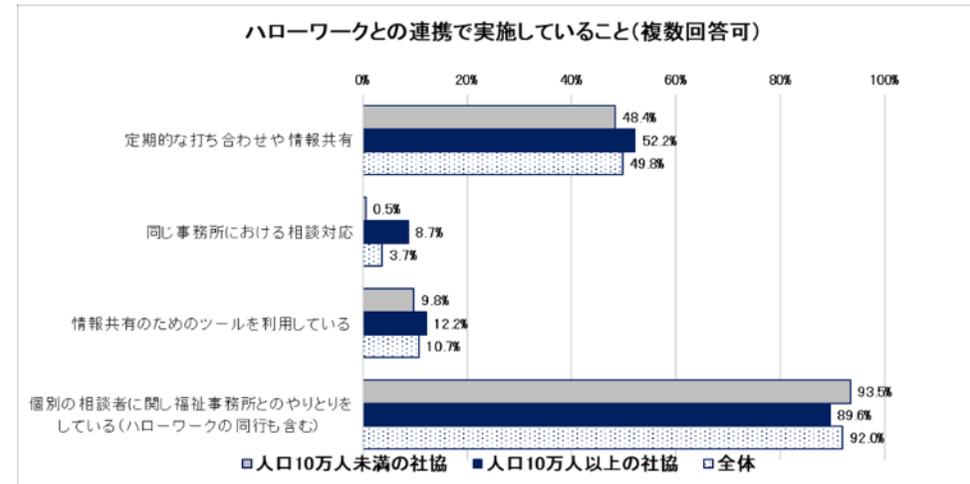
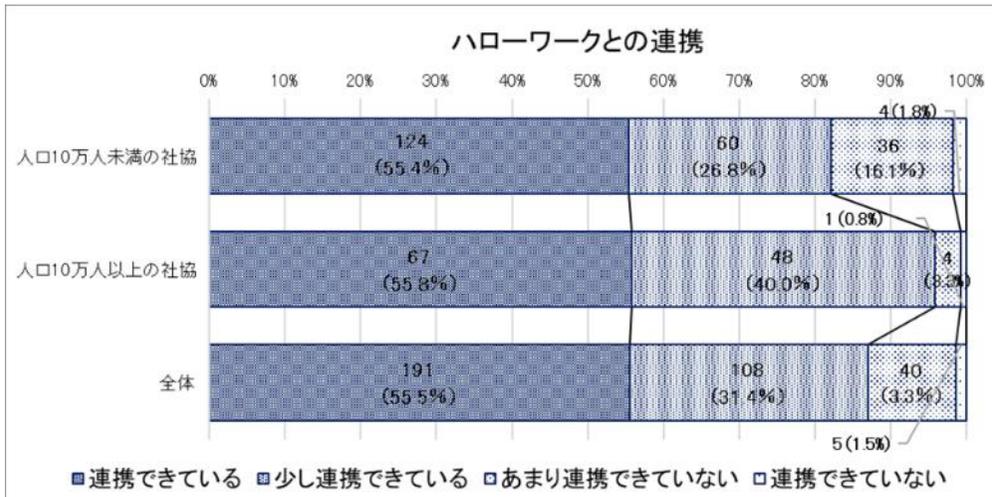
## ⑦福祉事務所との連携

- 現行の生活保護制度の改善が必要と思われる点について、全体では「生活保護に関わる先入観や誤解を解消するための情報発信」という回答が58.7%あり、最も多かった。
- 人口10万人以上の社協においては、「行政の生活保護担当者のソーシャルワークの視点や技術の習得」が必要という回答の割合も高く、60.0%となっている。



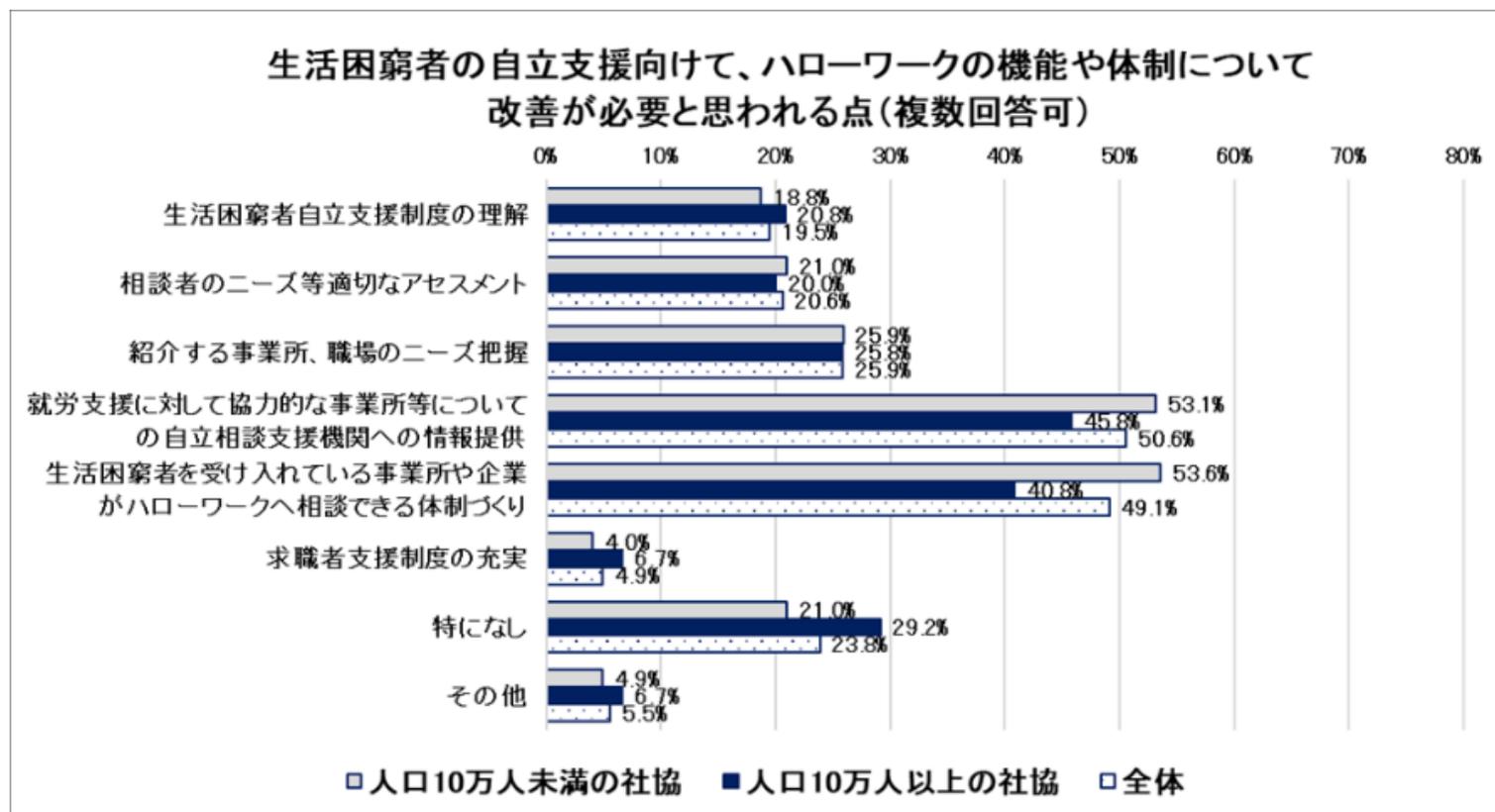
## ⑧ハローワークとの連携

- 福祉事務所と比較するとやや低くなるが、「連携できている」、「少し連携できている」を合わせて全体の85%以上がハローワークと連携していると回答している。
- 連携における課題の有無については、福祉事務所との連携に比して、人口規模による差が少なく、全体で40.1%の社協が課題があると回答している。



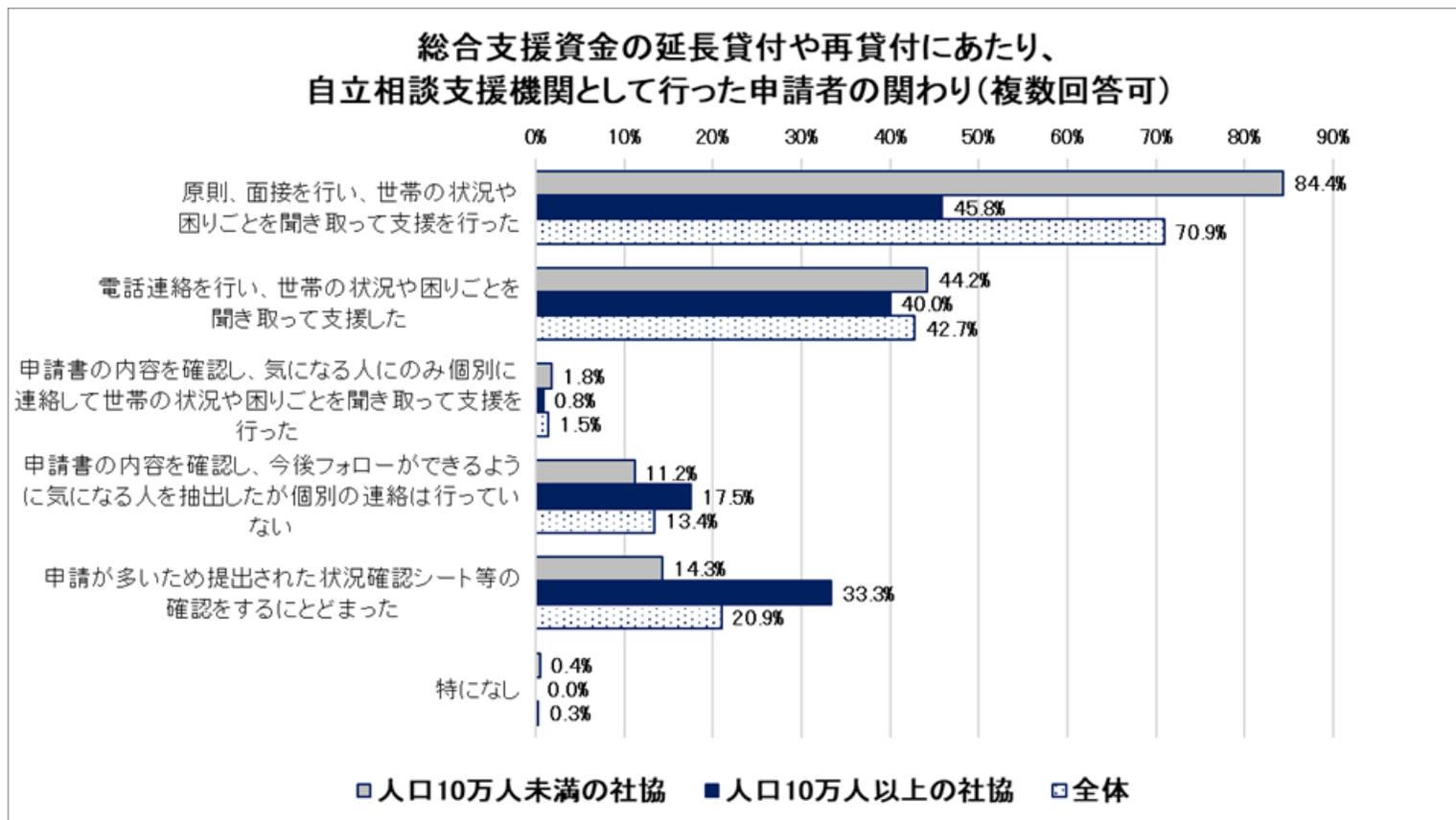
## ⑧ハローワークとの連携

- ハローワークの機能や体制について改善が必要と思われる点については、「就労支援に対して協力的な事業所等についての自立相談支援機関への情報提供」が50.6%と最も多く、次いで「生活困窮者を受け入れている事業所や企業がハローワークへ相談できる体制づくり」が49.1%となっており、就労後の定着支援についてもハローワークの取り組みへの期待が大きいことがうかがえる。



## ⑨総合支援資金特例貸付との連携

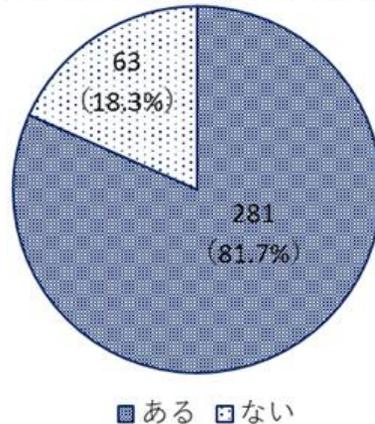
- 総合支援資金の延長貸付や再貸付にあたって、人口10万人未満の自治体では84.4%が、原則面接を行い、世帯の状況や困りごとを聞き取って支援を行っていたが、人口10万人以上の社協では45.8%と大きな差があった。



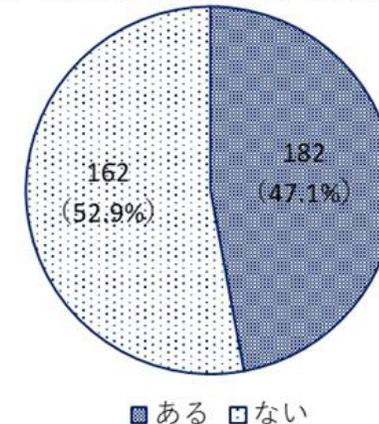
## ⑩制度外的生活困窮者支援の取り組み

- コロナ禍以前から8割以上の社協において制度外的生活困窮者支援の取り組みを行っており、さらにコロナ禍において47.1%の社協が新たな取り組みを始めたり既存の事業の拡充を行った。

コロナ禍以前からの生活困窮者自立支援法に基づく事業  
以外の生活困窮者支援の取り組み



コロナ禍以降の生活困窮者自立支援法に基づく事業以外  
の新たな（拡充した）取り組み

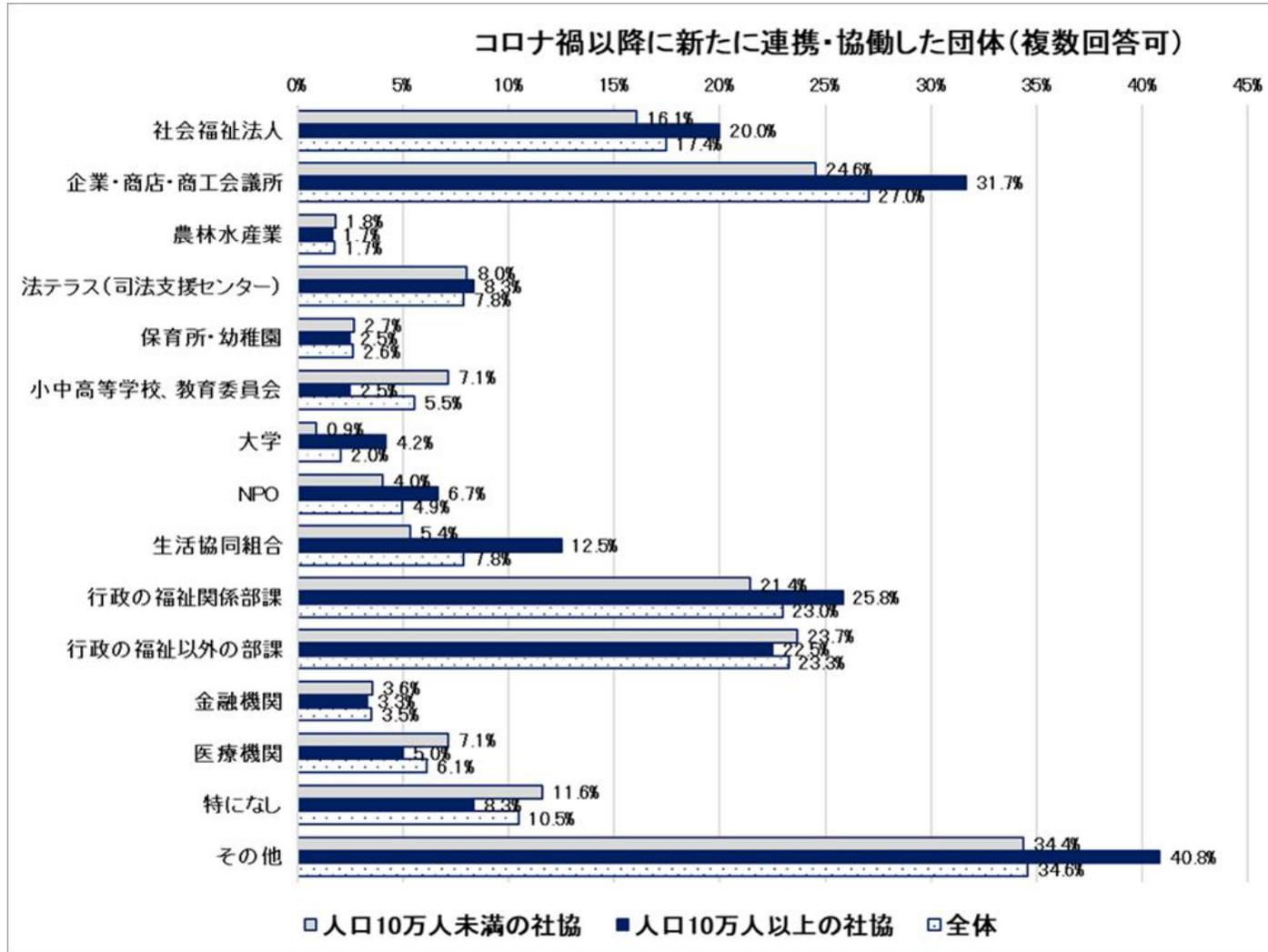


### 取 り 組 み 例

- 相談者への食料や日用品の提供
- フードバンク、フードドライブ、フードパントリー
- ひとり親家庭へのお米の提供
- 住居を失った人へのシェルターの確保
- 母子会との連携によるひとり親世帯困りごと相談会
- 制服のリユース
- 民児協との連携による気になる世帯への食料支援
- 商店や企業との連携による困窮世帯への弁当の配布
- 子ども食堂運営に関する助成事業
- 居場所型の学習支援
- 学生向け支援物資の配布

## ⑪連携・協働した団体等

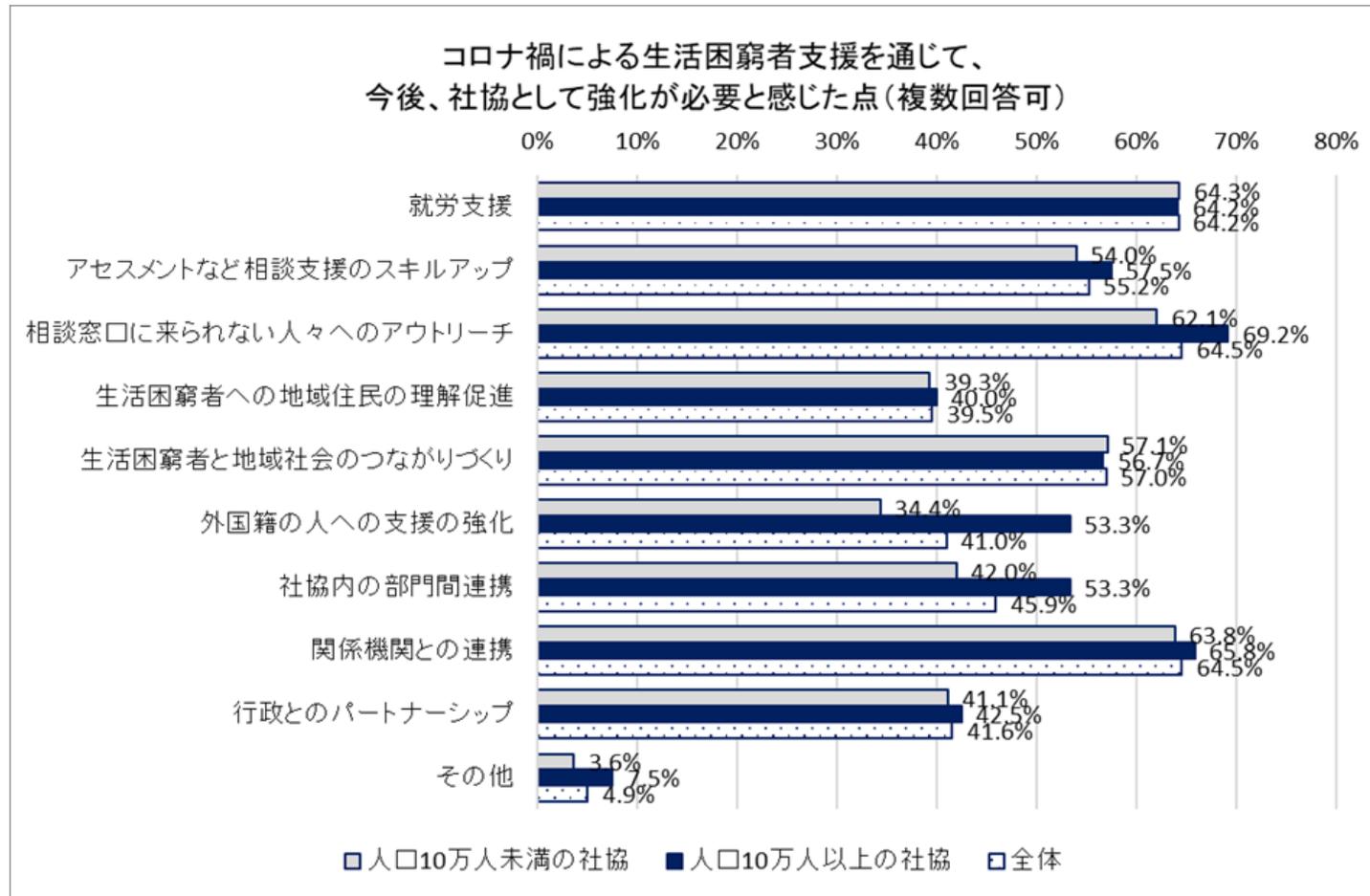
- コロナ禍により、生活困窮者支援のために新たに連携・協働した団体について、企業・商店・商工会議所が27.0%と最も高く、具体的な出口づくりに向けた連携を図っていることがうかがえる。また、行政の福祉以外の部課(23.5%)、行政の福祉関係部課(23.0%)とも連携・協働が進められた。



## ⑫ 今後、社協として強化が必要と感じた点



- コロナ禍での生活困窮者支援を通じて、今後社協として強化が必要と感じた点について、全体の60%以上が「就労支援の強化」、「相談窓口に来られない人へのアウトリーチ」、「関係機関との連携」について強化が必要と回答している。
- 人口10万人以上の社協では、「外国籍の人への支援の強化」、「社協内の局内連携」についても50%以上が必要と回答している



1. コロナ禍においてつながった人々への継続的な支援
2. コロナ禍で顕在化した地域生活課題への取り組み
3. 支援が必要な人たちとつながるための取り組みの強化
4. 地域に発信し、地域を巻き込む力
5. 社協の組織強化
6. より充実した相談支援に必要な人員、体制の確保に向けた自治体へのはたらきかけ
7. 都道府県社協による広域支援

## 未来がきらり☆吹田学生応援プロジェクト(吹田市社協)

- コロナ禍で困っている学生に何かできることはないかとの思いから、市内の大学にヒアリングを実施。
- 吹田市社会福祉協議会、吹田市社協施設連絡会、大阪よどがわ市民生協の3つの団体で実行委員会を作り、アルバイト収入等が減少して困っている学生を支援する取り組みを開始。
- 学生を対象に、レトルト食品など、3日分程度の日持ちのする食料品を、応援メッセージカードとともに社協や会員施設、生協等の会場で配布。
- 受け取りの際に他に困りごとがないかなどを聞き取るとともにアンケートを実施。
- 「他の学生とつながる機会が欲しい」という声やボランティア活動への関心が高いことが確認できたことから、社協と学生有志グループが主催してオンライン交流会を企画実施。

皆さんの声に応じて！第2弾！

2021年度 コロナに負けない！

### 未来がきらり 吹田学生応援 プロジェクト



未来がきらり☆吹田学生応援プロジェクト実行委員会では、コロナ禍で頑張っている大学生・大学院生の皆さんを応援したい！という想いで、食の応援セットを作りました。3日分程度の日持ちのする食料品をお配りしますので、生活に役立ててもらえればうれしいです。食料品はCO・OP 共済地域支え合い助成の協賛により準備した他、市内の民間福祉施設や生協組合員の寄付により集めました。

■対象：吹田市内在住在学の学生（大学生・大学院生・専門学校生等）で、新型コロナウイルスの影響によりアルバイト等の収入が減り生活に影響が出ている方

■定員：先着 100 人（お一人様 1 回限り）

■申し込み期間：～ 10/21（木） 17：30 まで

■申し込み方法：インターネットより申込み

<https://forms.gle/BEfnQG39WK5aFweJ8>

上記 URL へ、もしくは右の QR コードからアクセス

■受け取り期間：10月26日（火）～10月29日（金）10：00～17：00

■受け取り場所：裏面に記載

事前に申込みが必要です。



▲申し込みはコチラ

# 農家や民生委員・児童委員との連携による食支援事業(横浜市旭区社協)

- 生活に困難を抱えている世帯に、区内の農家から提供された野菜を民生委員・児童委員を通して月1回、1年間にわたって届ける取り組みを実施。
- 「食」を通じて、民生委員・児童委員が相談窓口となり、区役所や地域ケアプラザ等の関係機関とも連携しながら、見守りや相談支援だけでなく、ご近所付き合いを通じた共に支え合える関係の構築行うことをめざしている。
- また、「ひとり親家庭向け旭区産野菜の無料頒布会」では、主に主任児童委員の協力を得て、無料お茶コーナーや工作コーナーを設け、さりげなく相談に乗るなど、困っているひとり親家庭とつながる場となるよう工夫を行った。
- さらに地区社会福祉協議会でも地区内で食料品や日用品の寄付を独自に集め、困窮者に配布する取り組みも複数地区で始まっている。

旭区民生委員児童委員協議会 × 旭区社会福祉協議会  
ひとり親世帯向け  
**旭区産野菜の無料頒布会**

新型コロナウイルスの感染拡大を受けて休業もしくは失業等になり、特にひとり親世帯では、生活の苦しい方が増えています。そこで、旭区民生委員児童委員協議会と旭区社会福祉協議会では、ひとり親世帯向けに、旭区内の農家さんからご提供いただいた旭区産野菜の無料頒布会を行います。

日時	7月11日(日) 1
対象	旭区在住のひとり親世帯
内容	①旭区産野菜の無料頒布 ②無料お茶コーナー ④各種機関のチラシ等の
申込	事前申込は不要。当日、※野菜は十分に用意しております
場所	旭区福祉保健活動拠点 住所：横浜市旭区鶴ヶ峰1-

この事業は、神奈川県社会福祉協議会 地域福祉

～共に手をたずさえて～

## 「くらし応援会」

令和3年10月24日(日)

時間：12:00～16:00

場所：笹野台会館

旭区笹野台3-5-17  
☎ 361-9865

対象者：コロナ禍や様々な理由により生活用品などにお困りの方

内容：野菜・食品・日用品などのお持ち帰りとくらし相談会

【雨天決行】

主催：笹野台地区社会福祉協議会  
協力：笹野台地区連合自治会・JA横浜  
後援：旭区社会福祉協議会・笹野台地域ケアプラザ

# フードドライブによるひとり親家庭等への食料支援(浦添市社協)

- 浦添市では、市社協と市ボランティア連絡協議会が連携し、新型コロナウイルスのために失業等で収入が減り、食べ物に困っている世帯支援のためフードドライブを実施。
- ボランティア月間フードドライブ活動で集められた食料品をもとに、「お福わけプロジェクト」と題する取り組みが実施された、
- ひとり親世帯にお渡ししてあわせて困りごとを聞き取ったり、地域の気になる世帯に民生委員・児童委員から渡すほか、子ども食堂での食事提供等にも活用。
- 地域住民や企業、団体等から幅広く協力を得ることができた。

ボランティア月間  
**フードドライブ**

こんなときだからこそ...  
誰もが気軽にできる  
ボランティア  
をしてみませんか?

**フードドライブとは?**  
家庭等で余っている食料を持ち寄り、食べ物に困っている人や福祉施設等に寄付する活動で、気軽にできるボランティアです。

家庭や企業 → ボラ連・社協 保管 → 食料提供 相談支援 → 困っている 世帯

【適したもの】 缶詰類、瓶詰類、レトルトパウチ、乾物、乾麺(ラーメン・パスタ等)小麦粉、米など、未開封で賞味期限が1ヶ月以上又は長期常温保存が可能なもの。  
【適さないもの】 生鮮食品、飲料類、調味料、医薬品類

【受付期間】 令和2年8月  
【時間】 平日 8:30  
【受付窓口】  
浦添市ボランティア連絡協議会 電話: 87  
浦添市社会福祉協議会 電話: 87  
浦添市役所(福祉総務課) 電話: 87

主催/浦添市社会福祉協議会  
後援/浦添市教育委員会・浦



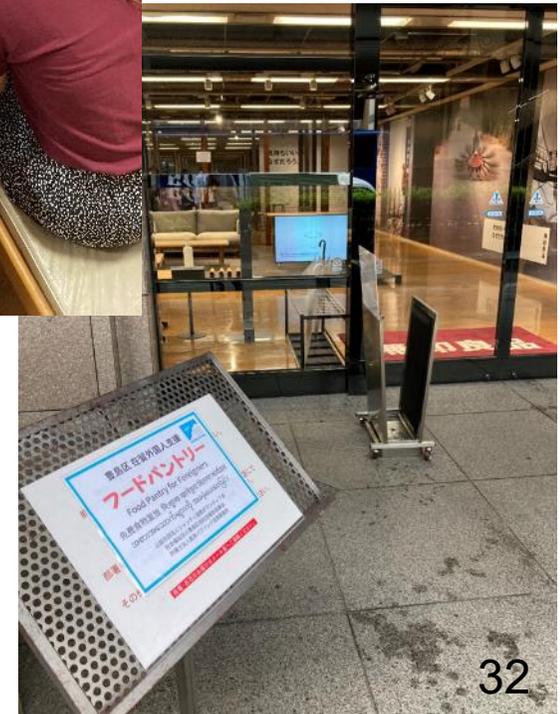
## 地元の企業と連携した長期休暇中の中学生への食の支援(松江市社協)

- 中学校の教員から、「夏休みなどの長期休暇は給食がないため、食に困っている子どもたちがいる」という相談を受け、地元の飲食店や企業と協力した「あまころエール弁当」の販売を実施。
- 地元企業にスポンサーとして協賛金を募り、500円のお弁当を100円で販売。当日の販売時の受け渡しは、地域で見守り活動を行う福祉推進員に協力してもらった。
- 地元企業を巻き込んだ地区活動を行うことで、企業協賛という新たなファンディングとともに、多くの人に福祉や地域の活動に興味を持ってもらうきっかけとなった。
- これまで、令和2年度の夏休み・春休み、令和3年度の夏休みと3回実施。のべ141人に281個のお弁当を販売し、好評を得ている。



## 外国人支援団体や法律専門職との連携による外国籍人への支援(豊島区民社協)

- 豊島区民社協では、令和3年3月区内で外国人の子どもの居場所づくりの活動をしている公益社団法人と弁護士法人と連携し、令和3年5月から、困窮する外国人世帯に対するアウトリーチとして、食料提供を入り口に生活支援プロジェクトを始めた。
- 事業では、①外国人世帯への食料配付(フードパントリー)、②来場した方への生活状況や困りごとについて聴き取り、③継続的に支援が必要な世帯に対して外国人支援団体の支援コーディネーターや区社協職員・コミュニティソーシャルワーカーによる生活支援と、弁護士による在留資格相談や債務整理等の法的支援を実施。
- 特定技能に関するセミナーやハローワークと連携したイベントの実施など、課題解決に直接つながるような展開も検討している。



## 誰でも居住支援事業(滝沢市社協)

- コロナ以前から居住支援は行ってきたが、緊急性の高い方について継続的に安定した支援を行うため、入居前～退去まで市社協が継続的な関わりを持つことを条件に、緊急性が高い人について相談があった場合、その日中に入居させてもらうことを土地建物取引業者と契約として協定書を取り交わし、令和3年4月より事業化した。

### <市社協の関わり>

- ① 入居前の相談対応
- ② 入居時の生活用品の整備
- ③ 保証人が立てられない場合、自立相談支援機関(市社協)が緊急連絡先となる
- ④ 入居初期費用(後払い)の支払いに同行
- ⑤ 入居後の定期的な見守り、相談支援
- ⑥ 急に退去することになった場合の片づけ

### 「誰でも居住支援事業」 のご案内

当会では、虐待・DV等の理由で住居を喪失する恐れのある方また、刑を終え出所した等の理由により住居を喪失している方に対し、滝沢市社会福祉協議会と土地建物取引業者様とが連携し、速やかに住居の確保を行い、安心した生活が出来るよう支援することにより生活に困窮されている方々の自立更生の一助とすることを目的とした「誰でも居住支援事業」を行っており、本事業の趣旨にご賛同いただける土地建物業者様を募集しております。

「誰もが安心して暮らすことができるまちづくり」の実現のためにも、皆様の温かいご支援をお願い致します。

※入居の諸費用の支払いは入居後数週間後となりますが、支払いまで当会相談支援員が支援いたします。

※入居諸費用及び家賃の上限額は生活保護費で認められる範囲といたします。

※初期費用には敷金も含め、退去時の費用に関してはその額を充てていただく事と致します。

※入居時の家電製品等は当会で用意致します。

